

障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分			入 所 施 設
階 層 区 分	定 義		徴 収 金 基 準 額 (月 額)
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯		0 円
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200
C 1	A 階層及び D 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	4,500
C 2		所得割の額がある世帯	6,600
D 1	A 階層及び B 階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000 円以下	9,000
D 2		15,001 円から 40,000 円まで	13,500
D 3		40,001 円から 70,000 円まで	18,700
D 4		70,001 円から 183,000 円まで	29,000
		183,001 円から 403,000 円まで	その月のその措置児童等

D 5
D 6
D 7
D 8
D 9
D 10

	にかかる措置費の支弁額 （治療に要する費用を含む。以下同じ。）（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）
403,001円から703,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額 （全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。）
703,001円から1,078,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額 （全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。）
1,078,001円から1,632,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額 （全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。）
1,632,001円から2,303,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額 （全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。）
2,303,001円から3,117,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額 （全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。）

D 11	3,117,001 円から 4,173,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 143,800 円を超えるときは 143,800 円とする。）
D 12	4,173,001 円から 5,334,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 166,600 円を超えるときは 166,600 円とする。）
D 13	5,334,001 円から 6,674,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 191,200 円を超えるときは 191,200 円とする。）
D 14	6,674,001 円以上	全 額 徴 収
備 考	1 この表の C 1 階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、C 2 階層における「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。 なお、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2 この表の D 1 ～ D 14 階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）及び平成 24 年 6 月 25 日障発 0625 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 （1） 所得税法第 78 条第 1 項（同条第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）、第 3 号（地方税法第 314	

条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律5号)附則第59条第1項、附則第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条、附則第82条第1項

3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関(入所に限る。)をいう。

4 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

① 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯

② 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

③ 「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第24条の2により入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第6条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。)又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

④ 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

5 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、この表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。